

医推第3510号
令和5年6月26日

(公社)岡山県医師会長
(一社)岡山県病院協会
(一社)岡山県歯科医師会長
(各通)

} 殿

岡山県保健医療部長

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり、厚生労働省医政局長から通知がありましたので、お知らせするとともに貴会所属の会員への周知方をお願いします。

また、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

なお、本通知を受けての岡山県医療機関立入検査要綱の改正については、別途お知らせします。

記

(ホームページ)

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>